

令和 6 年

第 1 回市議会定例会 議案第 26 号

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定
個人情報の提供に関する条例の一部改正について

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定
個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する
条例（平成 27 年函館市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番
号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情
報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番
号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」
を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」
を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」
を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の
施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律の一部改正に伴い規定を整備するため